

猪名川上流広域ごみ処理施設組合事務局条例施行規則

平成12年8月17日 規則第1号

改正 平成21年 4月 1日規則第31号

令和 5年 3月31日規則第52号

(事務分掌)

第1条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 組織及び定数に関する事項
- (2) 広報及び広聴に関する事項
- (3) 予算、決算及び財政計画に関する事項
- (4) 資金に関する事項
- (5) 議会に関する事項
- (6) 監査委員及び公平委員会に関する事項
- (7) 文書及び統計に関する事項
- (8) 情報公開等に関する事項
- (9) 職員の人事及び給与に関する事項
- (10) 契約に関する事項
- (11) 組合財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (12) 公用車の管理に関する事項
- (13) 公告に関する事項
- (14) 労働安全衛生に関する事項
- (15) ごみ処理手数料の徴収に関する事項
- (16) 来場者の受付案内に関する事項
- (17) 例規の整備及びその他図書の整理保存に関する事項
- (18) 公印の管守に関する事項
- (19) 指定金融機関等の指定、連絡に関する事項
- (20) 環境保全委員会に関する事項
- (21) 地元協議会に関する事項
- (22) 特別職等の報酬に関する事項
- (23) 会計事務に関する事項
- (24) 定数管理に関する事項
- (25) 旅費に関する事項
- (26) 公務災害に関する事項
- (27) 構成市町との連絡調整に関する事項
- (28) 施設の計画に関する事項
- (29) 施設の建設に関する事項
- (30) 施設の維持管理及び補修工事に関する事項
- (31) 環境影響評価に関する事項
- (32) 施設の委託運転管理に関する事項

- (33) 計量施設に関する事項
- (34) 電気設備に関する事項
- (35) 発電施設に関する事項
- (36) 国崎クリーンセンター啓発施設に関する事項
- (37) 公害防止対策に関する事項
- (38) 事業の総合計画、調査及び統計に関する事項
- (39) ごみの処理処分に関する事項
- (40) 前各号に掲げるもののほか、事務局の庶務等に関する事項
(臨時又は特別な事務、事業等の分掌)

第2条 管理者は、臨時若しくは特別の、又は組合運営上重要な事務、事業に関しては、前条の規定にかかわらず、必要な事務分掌の定めをすることができる。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。